「平成 24 年度環境測定分析統一精度管理調査 実施要領」における 土壌試料中のカドミウム分析方法の記載に係る連絡事項

農用地土壌中のカドミウムの分析方法について規定する「農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係るカドミウムの量の検定の方法を定める省令」(昭和 46 年農林省令第 47 号) (以下、「検定省令」という。)の改正が平成 24 年 8 月 6 日に行われ、従来の「原子吸光法」に加え、「ICP 発光分光分析法」及び「ICP 質量分析法」が規定に追加されました。

そこで、本調査の参加機関募集(7月3日~8月3日)が「検定省令」改正前の内容で行われていたことをお知らせするとともに、同封の「平成24年度環境測定分析統一精度管理調査 実施要領」(以下、「実施要領」という。)が「検定省令」改正前での記載となっておりますので、「検定省令」の改正内容を反映した「実施要領」の記載を下表によりお知らせします。

なお、本調査では参加機関募集時から、「原子吸光法」の他に、「JIS K 0102」に規定する方法として「ICP 発光分光分析法」及び「ICP 質量分析法」等も適用可能としておりましたので、本改正を受けても、調査の方法には特段の変更がありませんことを申し添えます。

(「検定省令」の改正内容を反映した「実施要領」の記載箇所と内容)

・3ページの3行目

(改正前)例えば、カドミウムでは、

(改正後)例えば、銅及び砒素では、

・3ページの【分析方法の概要】(1)土壌(農用地土壌)試料(重金属類分析用)の表中のカドミウムに該当する箇所の記号

(改正前)ICP発光分光分析法 1

ICP質量分析法

(改正後)ICP発光分光分析法

ICP質量分析法

・11ページの6及び8行目

(改正前) (3) ICP発光分光分析法

JIS K 0102の55.3による。

(4) ICP質量分析法

JIS K 0102の55.4による。

(改正後)<u>(3)ICP発光分光分析法</u>

「農用地土壌に係る測定方法」又はJIS K 0102の55.3による。

(4)ICP質量分析法

「農用地土壌に係る測定方法」又はJIS K 0102の55.4による。